

平成 29 年第 4 回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成 29 年 3 月 15 日（水）午後 1 時 30 分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- 3 出席者 長沼委員長、坂爪委員（委員長職務代理委員）、渡辺委員、小林委員、
長谷川教育長
- 4 説明のための出席者
久住教育部長、駒形教育総務課長、栗林子育て支援課長、
高橋小中一貫教育推進課長、吉川教育センター長、
渋谷教育総務課長補佐、大谷教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 4 人
- 6 議 題
 - (1) 会議録の承認
平成 29 年第 2 回教育委員会定例会会議録
 - (2) 議事
議第 1 号 三条市中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育の
実施に関する規則の制定について
議第 2 号 三条市小中一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について
議第 3 号 三条市小中一貫教育推進指針の一部改正について
議第 4 号 三条市学校運営協議会規則の制定について
 - (3) その他
ア 次回教育委員会臨時会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
 - (1) 会議録の承認について
長沼委員長から平成 29 年第 2 回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定
 - (2) 議事
議第 1 号 三条市中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育の
実施に関する規則の制定について
吉川教育センター長が説明
(坂爪委員)
例えば三条嵐南学園の場合、中学校は第一中学校と旧校名で呼びますね。そうすると
それはそれでいいと思いますが、三条嵐南学園第一中学校ですという呼び方と、ただの

中学校ですという呼び方がどんなものかなと思って少し考えてみたんですけども、そうすると今までの中学校の校名とわざわざそうやって言わなければならないのかなと思うんですが。いかがでしょうか。

(吉川教育センター長)

設置条例の改正ではございませんので、校名に関しては、第一中学校、嵐南小学校という校名は変更ございません。

今まで、例えば第一中学校区で合同あいさつ運動をする場合に第一中学校区あいさつ運動としていたものが、三条嵐南学園あいさつ運動というような形になるものでございます。小中合同で行う行事や活動等にこの学園呼称を使うようになると考えております。学校名としては名称の変更はございません。

(小林委員)

結局これは、国が決めたルールの中で学園呼称をつくらなければならないからつくったということですか。

(吉川教育センター長)

文部科学省の通知では、特にそこまでは規定してないんですけども、小学校と中学校が一体的になるような施策を講じなさいという書き方ですので、実際に併設型小学校・中学校に移行するための必要条件として、学園呼称を付けなければならないという規定はございません。

三条市におきましては、昨年の基本的な考え方の中で一体感を醸成するために学園呼称を付けるものでございます。

(長沼委員長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見がありませんので、ただ今の件につきましては、承認することで御異議ございませんでしょうか。

無いようですので、承認することに決定いたします。

議第2号 三条市小中一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について

吉川教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく承認と決定

議第3号 三条市小中一貫教育推進指針の一部改正について

吉川教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく承認と決定

議第4号 三条市学校運営協議会規則の制定について

吉川教育センター長が説明

(小林委員)

協議会の所掌事項に関して、教育課程に関する事、学校経営計画に関する事、組

組織編制に関すること、というのは具体的にはどういうことですか。

(吉川教育センター長)

これは、学校を動かすために校長が基本的に定めなければならないことですが、例えば今年度は、教育課程をどのように、どこに重点を置いて学校を運営していくか、経営計画とも重なる部分があるんですが、それら一連の授業日数や年間行事予定とかそういったものを含めたものでございます。

(小林委員)

それが教育課程

(吉川教育センター長)

学校経営計画に関しては、校長が今年度このようなところに力を入れて授業を進めていくとか、特別支援教育を充実していこうとか、言語活動に力を入れていこうとか、進学指導要領に対応するための研修を深めていこうとか、そういったものを含めた経営方針でございます。

組織編制に関することは、それらを実現するためにどのような校内の組織をつくっていくのか、校務分掌等も含めて、そういうことについて協議会の承認を得るということでございます。

(小林委員)

今まではそういうことは学校で決めて、誰も声をほぼ入れることなく決めていたものが、今度は協議会でオープンにして説明をして、承認を得なければならないということですか。

(吉川教育センター長)

現在も学校評議員制度というものがございまして、校長が今年度このような方針で行うということを説明し、御意見をいただく制度があったんですけども、今回の学校運営協議会制度というものは、更に一步進んで承認をするということで、地域、保護者の方や学校運営協議会も学校の経営方針にお互いに責任を持って進めていこうというもので、学校評議員制度よりも更に地域との関わりが強くなる制度になると考えております。今までの学校評議員制度では意見を言うことができたが、承認はしていなかったということでございます。

(長沼委員長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見がありませんので、ただ今の件につきましては、承認することで御異議ございませんでしょうか。

無いようですので、承認することに決定いたします。

(3) その他

ア 次回教育委員会臨時会の日程について

駒形教育総務課長から提案があり、委員長が諮り次のとおり決定する。

〔日時〕平成29年3月27日（月）午後1時30分

〔会場〕三条市役所栄庁舎 201 会議室

8 閉会宣言 午後1時48分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

委員長 長沼 礼子